

# 専門委員会規程

(根 拠)

第1条 本会は、会則第11条に基づき、専門委員会を設ける。

(種 別)

第2条 本会に、次の専門委員会を設置する。

(1) 研修保体委員会

(2) 広報委員会

(3) 健全育成委員会

(目 的)

第3条 前条の規定による各専門委員会の所管事項は、次のとおりとする。

1 研修保体委員会

(1) 会員の研修活動の推進に努める。

(2) 会員の保健体育面の諸活動充実に努める。

(3) 関係諸機関、諸団体に対し、情報の伝達や意見の交流に努め。

2 広報委員会

(1) P T A機関紙の編集・発行に関する事務を行う。

(2) 関係諸機関、諸団体に対し、情報の伝達や意見の交流に努める。

3 健全育成委員会

(1) 生徒の健全育成を図るため会員相互の研修活動の推進に努める。

(2) 教育環境の整備に努める。

(3) 関係諸機関、諸団体に対し、情報の伝達や意見の交流に努める。

(構 成)

第4条 専門委員は、次の委員をもって構成する。

(1) 二学年より選出された16名の委員で構成する。

研修保体委員会 6名

広報委員会 6名

健全育成委員会 4名

(2) 教職員については学校推薦とする。

2 委員は、会長が委嘱する。

第5条 各委員会に、委員長、副委員長をおく。

第6条 委員会は、委員長が必要と認めたとき、開催する。

第7条 委員会の運営に関して必要な事項は、各委員会において適宜定めることができる。

(附 則)

1 平成 12年 11月 18日 一部改定

2 平成 17年 2月 8日 一部改定

3 平成 17年 12月 19日 一部改定

4 令和 2年 4月 25日 一部改定 (令和3年度から施行する。)